

第1 自主納付の推進及び滞納整理の促進に伴う基本方針

市税は、本市が取り組むさまざまな公共サービス等の原資になっており、市民福祉の充実や市民ニーズに対応する施策の推進に役立てられている。

これら施策の安定的な推進には財政の健全化、とりわけ市税の適正課税と税負担の公平が欠かせないものである。

市民と市政との信頼関係を損なうことがないように、税収の安定確保と、納税者の信頼に基づく行政を展開する観点から、自主納付を推進するための施策を展開するとともに、市税負担の公平の観点から、収入未済額の縮減が強く求められている。

したがって、市税が納期限までに完納されない場合の対応として、早期かつ的確な納付の働きかけを行うほか、納税相談等を通じて適宜・適切な徴収緩和措置や、自主的な納付解決が図られない場合の対応としては、法の原則に従い厳正に対処するものとする。

1 自主納付の推進

自主納付とは納税者自らが期限内に納付することをいう。

コンビニ収納やクレジット納付等による納付機会の拡大とともに税収の確保を図る。

また、市政ニュースやホームページ等により市税に関する広報に努め、納税意識の高揚を図り、現年度課税分の自主納付を積極的に推進する。

(1) 納税の利便性向上の取組み

納期の履行を促進するため、コンビニ納付やクレジット納付など利便性の高い納税環境の周知を図り、利用を促進することで、自主納付の推進と納期内納付の定着から、現年度の市税収納率向上に取り組むものとする。

(2) 納税意識高揚の取組み

市税の意義や役割を伝え、納期の周知や納付の啓発を行い、市民ぐるみで税制への関心が高まるための取組みを展開する。

具体的には、社会の構成員として納税することの大切さが育まれるよう、次代を担う小・中学生等、将来の納税者に、税の意義や役割などを主体的に考える場となる租税教育を実施し、学校や家庭等を通じた納税意識の高揚を図る場を提供するものとする。

(3) 口座振替の推進の取組み

口座振替は、納期限を忘れる心配がなく、納付に出向く手間を省略するなど、利便性の高い納付方法である。また、納付書の印刷において紙の使用量が少ないなど環境負荷が小さいといったメリットもある。

何より、納期内納付率も高いなど、収納の効率化及び安定等の面からも優れた納付方法であることから、自主納付を推進するため、口座振替加入の勧奨を行うものとする。

2 滞納整理の促進

滞納整理においては、税負担の公平・公正を確保するため、長期・高額滞納事案等を中心として、財産等の納付資力調査を実施し、法の原則に従い滞納処分を積極的に行うものとする。

また、効率的、効果的な計画性のある事務運営を行うものとし、次に留意して滞納整理を促進するものとする。

(1) 初期滞納への対応

滞納の金額が累積するほど、期間が長くなるほど、自主納付の困難性が高まることから、初期滞納事案への納付の働きかけと財産等の納付資力調査を実施する。

(2) 高額滞納等への対応

税負担の公平・公正を確保するため、高額・長期滞納等には徹底した財産調査を行い、差押えた財産についてはインターネット公売などを活用した換価処分を積極的に行うものとする。

高額滞納は10万円以上の事案とし、長期滞納は1年以上の事案とする。

第2 滞納整理の目的及び留意事項

滞納整理の目的は、滞納処分等を通して市税の確実な徴収を図るとともに、それにより市税負担の公平を図ることであり、そのための手段として、国税徴収法（以下「徴収法」という。）において、地方税の徴税吏員には大きな権限が与えられている。

しかしながら、その権限の行使は、滞納者の生活、事業等に重大な影響を及ぼすこともあることから、滞納処分に当たっては、法令に反することがあってはならないことはもとより、滞納者の実情等を考慮し、適正かつ適法に滞納整理を実施するとともに、次の事項に留意する。

1 実態調査時の留意事項

(1) 住所又は居所における対応

滞納者の住所（所在地）又は居所（事務所及び事業所を含む。以下「滞納者宅」という。）に訪問したら、訪問場所の入り口等で、徴税吏員証を呈示し、身分・氏名を明らかにするとともに、滞納者本人（法人にあっては代表者をいう。以下同じ。）との面接を求める。

この場合、応答した者が滞納者本人以外で、その者から用件等について説明を求められた場合には、用件については滞納者本人に直接話す旨を伝える。

[滞納者との対応]

イ 滞納整理における納付折衝の相手方は、原則として滞納者本人であることから応接に当たっては、まず、相手方が滞納者本人であるかどうかを必ず確認する。

ロ 滞納者本人が不在の場合には、

(イ) 滞納者が個人のときは、その配偶者、同居の家族、経理責任者、

(ロ) 滞納者が法人のときは、役員、経理部長

等で、滞納市税の納付に関して責任のある回答を期待できると認められる者に不在連絡票等（その期日を必ず指定する。以下同じ。）を渡して滞納者本人への交付を依頼する。

[滞納者が不在の場合]

イ 滞納者が不在の場合で、従業員がいる場合には、滞納者に連絡をとるよう依頼する。

ロ 滞納者との連絡が取れない場合には、滞納市税についての具体的な納付折衝等はせず、後日の連絡を依頼するか、滞納者本人あての不在連絡票等を面接した者に渡して滞納者本人への交付を依頼する。

ハ 滞納者宅が留守の場合には、再度、滞納者宅であることを確認の上、滞納者本人あての不在連絡票等を差し置く。

ニ 滞納者本人あての文書の取扱いに当たっては、封筒等に入れた上、その封をする等の適切な処置を行う。

(2) 面接要領

イ 滞納者との面接は、目的を明確に伝えるとともに応接の場所は、店舗先や玄関口はなるべく避けるようにする。

ロ 滞納整理の進展状況に応じ滞納者に伝えるべきことは確実に伝える。なお、滞納者からの質問に対しては、あいまいな態度をとることは避けるとともに、

即答が出来ない質問に対しては、直属上司等と協議の上、速やかに回答する。

ハ 財産調査や滞納処分のため必要と認められる場合には、帳簿等の検査、捜索を実施するほか、状況に応じて、金融機関、取引先等の調査を実施する旨を伝える。

2 財産調査時の留意事項

(1) 質問及び検査（徴収法 141 条）

- イ 質問及び検査は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときに、その必要と認められる範囲内において行うことができるものであり、強制力を伴わない任意調査であることを十分に認識して実施する。なお、正当な理由がなく、質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述等をした者及び検査を拒否し、妨害し、又は虚偽の帳簿書類を提示した者については、罰則（徴収法 188 条）が適用されることがあることも踏まえて、実効性の確保に努めるものとする。
- ロ 金融機関、取引先調査に当たっては、滞納者の納付の意思、営業の状況を勘案した上で実施するとともに、その実施に当たっては、滞納者の秘密の保持についても配慮する。

(2) 捜索（徴収法 142 条）

- イ 捜索は、滞納処分のため必要があるときに、滞納者等の物又は住居その他の場所について行うことができるものであり、相手方の意思に関係なく強制力をもって行うものである。
- ロ 捜索を実施する場合には、徴税吏員証を呈示し、身分・氏名を明らかにするとともに、滞納者・立会人に対して、徴収法の規定に基づき捜索を実施することを明確に伝える。
- ハ 捜索の実施に当たっては、時間制限（徴収法 143 条）、立会人（徴収法 144 条）、捜索調書の作成（徴収法 146 条）等に十分留意するほか、次に留意する。
- (イ) 捜索ができる物及び場所は、滞納者等捜索を受けるべき者が使用し又は使用していると認められる場所等であり、その範囲に十分注意する。
- (ロ) 閉鎖、施錠している金庫、書箱等を捜索する場合には、まず、滞納者等に対して鍵を用いるなどして開けるよう求める。
- 滞納者等が求めに応じないときは、徴税吏員は自ら施錠を除去等して開けることができるが、その場合であっても、施錠の除去等による器物の損壊等は必要最小限度にとどめるように配慮する。
- (ハ) 信書については、信書中に滞納処分に必要な資料等が含まれているか否かを確認するため、滞納者にその内容を聞かせることは差し支えないが、徴税吏員が自ら信書の開封をすることはできない。

(二) 滞納者が着用している衣服の内部に例えば、金銭、小切手帳等が入っていると認められる場合、それらを滞納者等に提示させることは差し支えないが、徴税吏員自ら相手方の身体に触れることはできない。

ニ 捜索に際しては、その物や場所の状況に応じて、プライバシーの保護にも十分配慮した上で適切に実施する。

ホ 調査・確認後においては、占有により差し押さえた財産又は取り上げる証書以外については調査・確認前の状態に戻すなど、整理、整頓に努める。

(3) その他の任意調査

滞納処分のため必要があるときは、関与税理士や弁護士あるいは滞納者の隣人、同業者等についても任意に調査をすることができるが、特に、滞納者の隣人や同業者等への調査に当たっては、滞納者の秘密の保持を遵守する。

(4) 書類等の借用

イ 書類等の借用は、その後のトラブル等の原因となることも多いので、原則として行わない。

このため、調査により把握した書類等で、滞納整理を進める上で必要と思われるものについては、その場で複写を求め、所要事項を書き写し、又は滞納者の承諾を得た上で電磁的に記録してその場で直ちに返却するか、写しの送付を依頼する。

ロ 特に必要でやむを得ず滞納者から借用する場合には、滞納者の承諾を得た上で、必ず書類ごとにその具体的内容を表示した預り証を作成する（預り証には、担当者の連絡先等を記載し、必ず控え（写し）を作成する。）とともに、必ず滞納者の確認を求める。

ハ 滞納者から書類等を借用したときは、直属上司に報告するとともに、直ちに内容の分析検討等を行い、速やかに返却する。

なお、借用書類等については、返却するまで耐火式金庫内等に厳重に保管する。

ニ 預り証は、返却時に借用書類と交換するので、滞納者に確実に保管するよう依頼し、借用書類等を返却する際には、必ず滞納者の確認を得た上で借用書類等と預り証を交換する。

3 財産差押時の留意事項

(1) 差押事前通知（差押予告）の実施

イ 差押の事前通知は、法令に規定された滞納処分上の手続ではないが、滞納者に速やかな納付を促すとともに、財産の差押を実施することを明確に予告する

ことにより、これ以降の処理展開を速やかに図るために実施するものである。

- ロ 差押事前通知は、督促状若しくは納付催告書又は譲渡担保権者に対する告知書を発した後6箇月以上を経て差押えをする場合に、原則として文書で行うものとする。その送付に当たっては、簡易書留郵便等を活用するなど、効果的な実施に努める。なお、換価の猶予等の適用を受けているが、分割納付等の履行がないときは、原則として催告をした後において差押えするものとする。
- ハ 倒産等の緊急事案、財産を隠匿する恐れのある事案や過去の処分経過等から改めて差押事前通知を必要としない事案等については、直属上司等と協議の上、差押事前通知手続きを踏むことなく速やかに滞納処分を実施する。
- ニ 滞納処分を執行した後、その続行等の場合に行う滞納処分続行通知又は公売実施の場合に行う公売予告通知は、差押事前通知の取扱いに準じて行うものとする。

(2) 差押えの実施

- イ 財産の差押えに当たっては、その内容に応じ、事前に決裁を受ける。
- ロ 差押えに当たっては、滞納者の納税に対する誠意及び他の方法による徴収見込み等を勘案した上、原則として、文書による差押事前通知を経た上で実施する。
- ハ 差押えの実施に当たっては、超過差押え、無益な差押えの禁止（徴収法48条）第三者等の権利の尊重（徴収法49条～51条）に十分留意するとともに、滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える影響を勘案し、また、保管、搬出、換価が容易である財産を選択することに努める。

4 徴収猶予・換価の猶予等における留意事項

納税者によっては、その財産につき災害を受けたことにより市税を一時に納付することができない場合、又は財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続若しくは生活の維持を困難にするおそれがある場合がある。

そのため、徴収猶予及び換価の猶予の制度は、このような事由がある納税者について、法令等に基づく一定の要件の下、強制的な徴収手続を緩和し、その個々の実情に即した適切な措置を講ずることにより、納税者との信頼関係を醸成し、税務行政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とするものであることから、このような趣旨を踏まえ、徴収猶予等の処理に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 納税者の個々の実情に即した処理

滞納整理に当たっては、統一的に取扱いつつも、納税者の個別的、具体的な実情に即して適切に対応する必要がある。

そのため、納税者から徴収猶予又は換価の猶予の申請がされた場合は、その申請の内容について、必要な調査を的確に行い、法令等に基づき適切に処理するものとする。

また、納税者から、滞納となっている市税を直ちに納付することが困難である旨の申出があった場合には、納税者の視点に立って、その申出の内容を十分に聴取し、納税についての誠実な意思を有していると認められる場合などについては、換価の猶予等の活用を図るよう配慮する。

(2) 法令等の規定に基づく適正な処理

徴収猶予等の適用に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、法令等に基づき適正な処理に努めるものとする。

徴収猶予等は、納税者に期限の利益を与えるものであるから、その適用に当たっては、期限内に納付を行った納税者との間に公平を欠くことがないように、また、安易に猶予処理することによって、納税意識を希薄にする等の弊害が生じることがないように、法令等の定める要件を満たしているかどうかを十分に調査する。

(3) 迅速な処理

納税者から徴収猶予若しくは換価の猶予の申請又は納付困難を理由として分割納付の申出があった場合には、速やかに所要の調査及び確認を行い、早期に処理するよう配慮する。

5 異動時等における確実な引継ぎ

異動、分担変更等により滞納事案を引き継ぐときは、継続した滞納整理が実施できるよう、重要な事項について確実に引き継ぎ、事務の停滞を招かないようにする。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。